

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 4 月まで

申立期間当時は両親が営む自営業に従事しており、A市の国民年金徴収員が毎月自宅工場に来て、保険料を現金で徴収していた。両親の分と一緒に自分の分の国民年金保険料を納付していたのを目の前で見ているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月訪問してきた市の国民年金保険料徴収員を通じ、両親の分と一緒に保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 10 月 15 日に払い出されており、当該手帳記号番号払出しの時点で申立期間に係る国民年金保険料について、市の徴収員を通じ現年度納付することが可能であったことから、その申立内容に不自然さは見受けられない。

また、申立期間当時同居していた申立人の両親は、申立期間と同期間の国民年金保険料を納付済みである上、オンライン記録により、申立期間後の申立人及び両親の納付日を確認すると、納付日はおおむね同一であり、家族で同時に納付していた状況が見てとれる。

さらに、申立期間は 10 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月
年金事務所によると、申立期間の国民年金保険料は、還付されているとのことだが、納付したにもかかわらず還付され、申立期間が未納とされていることから還付処理は誤りであり、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成10年8月6日に同年5月7日付けで国民年金被保険者の資格喪失処理が行われ、申立期間を含む平成10年5月及び同年6月の国民年金保険料は、無資格期間に納付されたことを理由に、同年12月18日付けで同年3月の保険料に充当するとともに、還付処理されたことが確認できる。

しかしながら、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を再取得したのは平成10年6月27日であることから、同年5月7日に国民年金の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

また、当該資格喪失日（平成10年5月7日）のオンライン記録は、平成16年5月11日付けで10年6月27日へ変更処理されている上、本来、申立期間は、国民年金の強制加入被保険者期間であることから、保険料を還付される理由が無いにもかかわらず、還付処理されており、行政側の不適切な事務の取扱いによるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 52 年 9 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

結婚した時、役場の職員が自宅に来て「自営業のお宅に嫁がれたので国民年金に加入して下さい。」と説明され、義父にも義務だからと言われ、20 歳からの保険料を一括で納めた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は、昭和 54 年 12 月に A 町（現在は、B 市）で払い出されており、この時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できるとともに、町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、当該期間直前の 52 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料については当該手帳記号番号が払い出されて間もない 55 年 1 月 18 日に過年度納付されたことが確認できることから、当該期間についても過年度納付書が発行されていたと推認できる。

また、申立人は、義父に義務だからと言われ国民年金に加入し保険料を納付したと申し立てているとおり、オンライン記録によると、その夫の両親は昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時から、夫も 20 歳到達時から保険料を全て納付していることが確認でき、納付意識の高い家庭であったことがうかがえることから、申立期間②の保険料についても、過年度納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 12 月に払い出されており、この時点で当該期間は既に時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を37万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月18日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が提出した平成20年7月分賞与支払明細書により、申立人は同年7月18日に37万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月18日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が提出した平成20年7月分賞与支払明細書により、申立人は同年7月18日に80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を42万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月18日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が提出した平成20年7月分賞与支払明細書により、申立人は同年7月18日に42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を39万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月18日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が提出した平成20年7月分賞与支払明細書により、申立人は同年7月18日に39万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を40万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月18日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が提出した平成20年7月分賞与支払明細書により、申立人は同年7月18日に40万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月18日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が提出した平成20年7月分賞与支払明細書により、申立人は同年7月18日に31万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年5月24日まで
年金事務所から連絡があり、A社における、申立期間に係る標準報酬月額が遡って減額訂正されていることを知った。私の知らないところで標準報酬月額が減額訂正されていたので、当初、届け出られていた記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年5月24日以降の7年11月22日付けで、遡って9万2,000円に引下げられていることが確認でき、当該事業所の被保険者91人のうち、標準報酬月額が9万2,000円を超えていた89人についても、申立人と同様に9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の当時の事業主は、当該遡及訂正については不明としているものの、「申立期間当時は経営が苦しかった。」と証言しており、申立期間当時の経理担当者は、「社会保険料を滞納していたと思うがよく覚えていない。遡及訂正に関しては、社長が権限を持っており、社長と自分の部下が手続をした。」と証言している。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は役員ではなかったことが確認できるとともに、申立人は、申立期間当時の業務内容について、「B業務を行っていた。」と供述している上、上記の遡及訂正処理については、前述のとおり申立人の被保険者資格喪失の約1年6か月後に行われており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立

人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 22 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月
② 平成6年3月

会社を退職した平成10年10月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料が未納であった平成9年の4月、5月、10月分及び10年9月分を同出張所で納付した際、申立期間①及び②の保険料についても、同時に納付したと記憶しているため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年の4月、5月及び10月分の過年度保険料（納付日は、平成11年3月26日）、10年9月分の現年度保険料（納付日は、平成11年3月10日）を納付した際、併せて申立期間①及び②の保険料を納付したと主張しているが、いずれの納付日においても申立期間①及び②の保険料は既に時効により納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人が、平成11年3月頃に国民年金の加入手続を行ったことにより、遡って申立期間①及び②の保険料の未納期間が発生したことがうかがえることから、申立人は、申立期間①及び②当時、国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が付与されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで
昭和 61 年 4 月に就職した際、会社から自分で国民年金に加入するように言われ、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料についても 1 年分をまとめて 3 回ほど同市役所で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に就職した際、会社から国民年金に自ら加入するよう言われたので、市役所で加入手続を行い、申立期間の保険料も同市役所で 1 年分をまとめて 3 回ほど納付したと主張しているが、オンライン記録によると申立人が国民年金の加入手続を行ったのは 62 年 4 月頃であることが推認できる上、申立人は、申立期間における保険料の具体的な納付方法及び納付金額などの記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間当時、居住していたとする市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間の保険料を納付した形跡は確認できず、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月及び45年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月
② 昭和45年1月から53年3月まで

申立期間は、自宅で自営業を営んでいたことから、その決算と確定申告書の処理を税理士に依頼していたこともあり、国民年金保険料を含む様々な保険料等については、納付期日までに取引先の金融機関を通じ納付していたので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は昭和53年9月27日に払い出されていることが確認できることから、51年6月以前は時効により保険料が納付できない期間である上、同年7月以降の過年度納付が可能な期間について、その夫の保険料の納付記録は確認できるものの過年度納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は自営業の決算と確定申告書の処理を税理士に依頼したとしているが当該税理士に対する申立人の記憶は不明瞭であり、当該税理士を特定することができなかった。

このほか、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申立期間は未納と記録されており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 12 月まで
昭和 61 年 12 月頃、A社を退職した後、自ら国民年金への加入手続きをして保険料を納付してきた。その後、B社を退職してからも手続きをしたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿を見ると、平成2年3月26日に国民年金への加入手続きが行われ、昭和61年12月16日まで遡って被保険者の資格が取得され、平成2年4月23日に、昭和63年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認できるが、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人に聴取したが、記憶が曖昧で申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1735 (事案 1143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 31 年 3 月 26 日から 34 年 9 月まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 16 日から同年 6 月 25 日まで
⑤ 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)に昭和25年4月から勤務していた。当時の身分証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、30年からC社を個人経営していた。再申立てに当たり、同社の商号が確認できる写真を提出する。申立期間③及び④については、34年に当該C社を法人化しD社の代表取締役の職にあった。申立期間⑤については、E社において代表取締役の職にあった。申立期間②、③、④及び⑤について、厚生年金保険料を給与から控除していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) A社の身分証明書及び複数の同僚の証言から、申立人が営業担当社員として当該期間の一部期間について、勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言が得られなかったこと、ii) 現在の事業主は、当時の関係資料が無いため当時の状況が不明であると回答していること、iii) 当時の事業主は、既に他界していることなどから、

申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、当初の申立ての際に提出した身分証明書を再度提出しているが、これは新たな資料とは認められないものの、当初申立時における資料を精査し再検討を行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

- 2 申立期間②については、i) 申立人の妻が所持するD社の経歴書により、C社は当該申立期間において個人経営の事業所であり、申立人が事業主であったこと、ii) 厚生年金保険法において、個人経営の事業主は厚生年金保険の被保険者になることができないこと、iii) 当該事業所の所在地を管轄する法務局に同社の商業登記の記録は確認できないこと、iv) オンライン記録において、同社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、同社の商号が確認できる写真を提出しており、当該期間に同社が存在することが確認できるものの、当該写真からは、同社の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況を確認することはできない。

- 3 申立期間③及び④については、前述の経歴書により、申立人が事業主であるC社は、昭和34年9月に法人化され「F社」となっていることが確認できるところ、i) オンライン記録によると、F社は、35年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間③については、適用事業所となる前の期間であること、また、36年6月に事業所名が「D社」に変更され、その後39年1月16日に適用事業所でなくなったことが確認でき、申立期間④については、適用事業所でなくなった後の期間であること、ii) 申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる証言及び関係資料を得ることができないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻から厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出はなく、新たに判明した事実もない。そこで、当初申立時における資料を精査し再検討を行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

- 4 申立期間⑤については、E社は、商業登記簿謄本によると、昭和41年3月3日に設立され、申立人は代表取締役であったことが確認できるところ、

i) オンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月1日であることから、申立期間のうち、40年4月1日から41年4月1日までの期間は、適用事業所となる前の期間であること、ii) 申立人に係る41年分給与所得の源泉徴収票及び42年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿からは、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、当初の申立ての際に提出した「被保険者増減計算書(4月分)」を再度提出しているが、当該計算書には、赤字で「昭和41年4月1日適用」と当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期を示す記載がある上、当月増減分欄には、標準報酬月額に基づく男女別被保険者人数が記載されていることから、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の記録により検証した結果、41年4月1日の適用時点における厚生年金保険被保険者数及びその被保険者に係る標準報酬月額は一致しており、当該記録には、申立人の記録が含まれていないことも確認できる。

5 このほか、申立期間①から⑤までの期間の全てについて、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、③、④及び⑤については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。